

令和2年度 一般財団法人各務原市施設振興公社事業計画

令和2年度は、各務原市から指定管理者として指定を受けた施設及び各務原市から委託業務を受けた施設において利用者の公平性を確保し、また効率的な運営を行い、もって公社の設立趣意である勤労者ならびに市民の福祉増進に寄与するため、下記の事業内容で管理運営を行なう。

記

1 勤労者福祉施設の管理運営事業（指定管理者）

管理する勤労者福祉施設が、勤労者の福祉増進の場として、十分活用できるよう管理運営を図る。

- (1) 予約システムによる対象施設の利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 施設利用に関する統計資料の作成
- (5) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設 ・ 各務原共同福祉施設「各務原勤労会館」

2 産業会館の管理運営事業（指定管理者）

管理する産業会館が、産業の発展と市民の文化向上の場として、十分活用できるよう管理運営を図る。

- (1) 予約システムによる対象施設の利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 施設利用に関する統計資料の作成
- (5) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設 ・ 各務原市商工振興センター
・ 各務原市東亜町会館
・ 各務原市南産業会館

3 体育施設の管理運営事業（指定管理者）

管理する体育施設が、市民の健康増進の場として、十分活用できるよう管理運営を図る。

- (1) 予約システムによる対象施設の利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進

- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 小中学校等体育施設の鍵管理（総合体育館、スポーツ広場）
- (5) 施設利用に関する統計資料の作成
- (6) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設

（指定管理施設）

- ・各務原市総合体育館
- ・各務原市民球場
- ・各務原市総合運動公園
- ・各務原市飛鳥球場
- ・各務原市川島小網堤外グラウンド
- ・各務原市稲羽地区体育館
- ・各務原市鶴沼西地区体育館
- ・各務野スポーツの森テニスコート
- ・各務原スポーツ広場
- ・各務原勤労者総合グラウンド
- ・各務原市弓道場
- ・各務原市川島スポーツ公園
- ・各務原市那加地区体育館
- ・各務原市鶴沼地区体育館
- ・各務原市蘇原地区体育館

4 各務原リバーサイド 21 の管理運営事業（指定管理者）

管理するパターゴルフ場が、市民の健康づくりの場として、十分活用できるように管理運営を図る。

- (1) 利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 施設利用に関する統計資料の作成
- (5) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設 ・各務原市パターゴルフ場「各務原リバーサイド 21」

5 福祉センターの管理運営事業（指定管理者）

管理する福祉センター等の施設が、市民の福祉増進、文化生活の普及、コミュニティ活動の促進の場として、十分活用できるように管理運営を図る。

- (1) 予約システムによる対象施設の利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 小中学校等体育施設の鍵管理（福祉センター12施設）
- (5) 施設利用に関する統計資料の作成
- (6) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設

- ・各務原市那加福祉センター
- ・各務原市那加南福祉センター
- ・各務原市那加西福祉センター
- ・各務原市稲羽コミュニティセンター

- ・各務原市稲羽西福祉センター
- ・各務原市稲羽東福祉センター
- ・各務原市鶉沼福祉センター
- ・各務原市鶉沼東福祉センター
- ・各務原市陵南福祉センター
- ・各務原市蘇原福祉センター
- ・各務原市蘇原コミュニティセンター
- ・各務原市各務福祉センター
- ・各務原市川島健康福祉センター
- ・各務原市総合福祉会館

6 皆楽座の管理運営事業（指定管理者）

管理する各務原市指定文化財皆楽座が、その価値を損なわないように適切な管理を行いつつ、また市民の文化活動及び地域活動を促進し、文化の向上に資するための便宜を供与する場として、十分活用できるよう管理運営を図る。

- (1) 利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (4) 施設利用に関する統計資料の作成
- (5) 管理運営費の削減

管理施設 ・各務原市指定文化財「皆楽座」

7 川島会館の管理運営事業（指定管理者）

管理する川島会館が、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する場として、十分活用できるよう管理運営を図る。

- (1) 利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 高齢者の文化活動事業の実施
- (4) 施設の日常的な維持管理及び簡易な修繕
- (5) 施設利用に関する統計資料の作成
- (6) 効率的な運営と管理運営費の削減

管理施設 ・各務原市川島会館

8 桜体育館の管理業務（委託業務）

管理する桜体育館の設置の目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿った管理を図る。

- (1) 利用者の受付事務及び利用料の収納
- (2) 利用者の指導及び利用の促進
- (3) 施設の日常的な維持管理
- (4) 施設利用に関する統計資料の作成

管理施設 ・桜体育館

9 水辺共生体験館の管理業務（委託業務）

管理する水辺共生体験館の設置の目的と役割を十分理解し、委託業務の内容に沿った管理を図る。

- (1) 入館者数の把握
- (2) 遵守事項の入館者の指導徹底
- (3) 施設の日常的な維持管理

管理施設 ・ 水辺共生体験館

10 自主運営に関する事業

市民の福祉増進に寄与するために、広く市民が参加できる催しを開催する。

- (1) 市民の方で初心者を対象としたスポーツスクール「楽しい新体操（3歳から小学4年）」「ヨーガ体操」「フラダンス」の開催（年2回）
- (2) パターゴルフを身近なものとして多くの市民に利用してもらうための「パターゴルフ大会」や「パターゴルフ教室」の開催
- (3) 高齢者の健康増進、教養の向上を図るための文化講座「ヨガ」「スローエアロビック」「楽しく体操」「料理（3講座）」等9講座の開催
- (4) 上記以外の自主事業の開催

11 管理施設の利用の啓発普及

各務原市から指定管理者として指定を受けた施設について、施設利用の啓発普及を図る。

- (1) 施設利用のパンフレット作成
- (2) 公社ホームページの活用
- (3) 自主事業の開催